

令和 8 年 教育委員会

第 5 回 定例会 議事日程

令和 8 年 3 月 24 日 (火)

第 1 議案

【 指導課 】

- (1) 議案第 9 号「幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【 子ども総務課 】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正
- (3) 千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (4) 審査請求に係る裁決案について【秘密会】

【 指導課 】

- (1) 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和 8・9 年度千代田区青少年委員について
- (2) いじめ重大事態に係る調査結果及び審査結果の報告について【秘密会】

【 子育て推進課 】

- (1) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正をする規則

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部改正について

【 子ども施設課 】

- (1) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について

【 指導課 】

- (1) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等（2月分）
- (2) 「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

第 4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）
- (3) 教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

有為な人材を確保するため、初任給決定における経験年数の号給への加算方法を見直す。

2 改正内容

(1)加算限度

現行の加算限度号数を廃止する。

<参考> 幼稚園教育職員の初任給加算等に関する基準等の一部改正

| | | 現 行 | 改正後 |
|------|-----|--------|------|
| 加算号数 | 大卒 | 48号給以内 | 上限なし |
| | 短大卒 | 56号給以内 | 上限なし |

(2)新たな加算方法

職員の有する経験年数について、12 月につき4号を加算することができることとする。ただし、一定の年数(大卒12年、短大卒14年)を超える経験年数については、18 月につき4号を加算することができることとする。

| | 現 行 | 改正後 |
|------|-----------------|--|
| 計算方法 | 経験年数の月数を3月で除した数 | 経験年数の月数を12月(一定の年数を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除した数に4を乗じて得た数 |

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

議案第9号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|--|
| <p>（新たに職員となった者の号給）</p> <p>第4条（現行に同じ）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を<u>12月（第4条の2による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18月）</u>で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>（1）級に関する規則第8条の規定により換算された経験年数。ただし、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除く。</p> <p>（2）前号に定めるほか、第1項後段の規定により初任給が決定された者にあつては、級別資格基準表に定める当該職務の級についての必要な経験年数を超える経験年数</p> <p>4 前項の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうち、下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の号給を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。</p> <p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p> <p>第4条の2 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。</p> <p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>別に定める場合を除き、昇格した日の</u></p> | <p>（新たに職員となった者の号給）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を<u>3月で除した数</u>（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>（1）級に関する規則第8条の規定により換算された経験年数。ただし、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除く。</p> <p>（2）前号に定めるほか、第1項後段の規定により初任給が決定された者にあつては、級別資格基準表に定める当該職務の級についての必要な経験年数を超える経験年数</p> <p>4 前項の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうち、下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の号給を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。</p> <p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p> <p>第4条の2 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。</p> <p>（昇格の場合の号給）</p> <p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>あらかじめ人事委員会と協議して定め</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して定める。</p> | <p>る場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して定める。</p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

- 1 改正理由
令和8年度における各課の組織変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- 2 改正例規
千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）
- 3 改正内容
事務局の分課（第2条）、課長等の職責等（第5条）、各課の分掌事務（第8条）等を見直す。
- 4 新旧対照表
別添のとおり
- 5 施行期日
令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区教育委員会事務局処務規則

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|
| <p>○千代田区教育委員会事務局処務規則 平成3年3月26日教育委員会規則第1号 改正</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年●月●日教委 規則第●号</u></p> | <p>○千代田区教育委員会事務局処務規則 平成3年3月26日教育委員会規則第1号 改正</p> |
| <p>（事務局の分課）</p> | <p>（事務局の分課）</p> |
| <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>子ども法制担当係長</p> <p>事業担当係長</p> <p>教育政策担当係長</p> <p>子ども支援課</p> <p>保育管理係</p> <p>保育指導担当係長</p> <p>保育運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>指導課</p> <p>管理係</p> <p>管理担当係長</p> <p>特別支援教育担当係長</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> | <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>子ども法制担当係長</p> <p>事業担当係長</p> <p>教育政策担当係長</p> <p>子ども支援課</p> <p>保育管理係</p> <p>保育指導担当係長</p> <p>保育運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p><u>子育て推進担当係長</u></p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>指導課</p> <p>管理係</p> <p>管理担当係長</p> <p>特別支援教育担当係長</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> |
| <p>第3条 （現行に同じ）</p> | <p>第3条 （略）</p> |
| <p>2 部に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 から6まで （現行に同じ） （課長等の職責等）</p> | <p>2 部に別表第1のとおり担当部長を、<u>別表第2のとおり担当課長を</u>置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 から6まで （略） （課長等の職責等）</p> |
| <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 副参事及び主任指導主事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>3 副参事及び主任指導主事の担当の事務は、第</p> | <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>担当課長</u>、副参事及び主任指導主事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>3 <u>担当課長</u>、副参事及び主任指導主事の担当の</p> |

8条に定める各課の分掌事務のうちから教育長の承認を得て部長が定める。

(各課の分掌事務)

第8条 部内各課の分掌事務等は、別表第2のとおりとする。

附 則(令和8年3月31日教委規則第●号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

事務は、第8条に定める各課の分掌事務のうちから教育長の承認を得て部長が定める。

(各課の分掌事務)

第8条 部内各課の分掌事務等は、別表第3のとおりとする。

別表第2 (第3条関係)

| |
|----------|
| 職名 |
| 教育政策担当課長 |

別表第2 (第8条関係)

| 課 | 分掌事務 |
|--------|---|
| 子ども総務課 | (1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 文書に関すること。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関すること。 (8) 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務に関すること。 (9) 総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関すること。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校の認可、届出の受理等に関すること。 (12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (13) 子どもの安全・安心対策に関すること。 (14) 青少年委員に関すること。 (15) 青少年問題協議会に関すること。 (16) その他青少年の健全 |

別表第3 (第8条関係)

| 課 | 分掌事務 |
|--------|---|
| 子ども総務課 | (1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。 (5) 公印に関すること。 (6) 文書に関すること。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関すること。 (8) 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務に関すること。 (9) 総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関すること。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校の認可、届出の受理等に関すること。 (12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (13) 子どもの安全・安心対策に関すること。 (14) 青少年委員に関すること。 (15) 青少年問題協議会に関すること。 (16) その他青少年の健全 |

| | |
|--------|---|
| | <p>育成に関すること。</p> <p>(17) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(18) 子どもの権利推進に関すること。</p> <p>(19) 他の課に属しないこと。</p> |
| 子ども支援課 | <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付、<u>施設等利用給付及び乳児等支援給付</u>に関すること。</p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 私立幼稚園の保護者負担軽減に関すること。</p> <p>(6) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員（保育士・看護師）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(9) その他子ども支援に関すること。</p> |
| 子育て推進課 | <p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号）の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関すること。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関すること。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>育成に関すること。</p> <p>(17) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(18) 子どもの権利推進に関すること。</p> <p>(19) 他の課に属しないこと。</p> |
| 子ども支援課 | <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付<u>及び施設等利用給付</u>に関すること。</p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 私立幼稚園の保護者負担軽減に関すること。</p> <p>(6) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員（保育士・看護師）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(9) その他子ども支援に関すること。</p> |
| 子育て推進課 | <p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号）の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関すること。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関すること。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (6) 保育所等の指導・監査に関すること。 (7) 子ども・子育て支援施策に係る手当等に関すること。 (8) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 (9) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。 |
| 子ども施設課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること(中等教育学校を除く。) (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること。 (3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。 (6) ちよだパークサイドプラザの管理運営に関すること。 (7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。 |
| 学務課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。) (2) 就学援助等に関すること(幼稚園を除く。) (3) 奨学資金の案内に関すること。 (4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。 (5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。 (6) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。 (7) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (6) 保育所等の指導・監査に関すること。 (7) 子ども・子育て支援施策に係る手当等に関すること。 (8) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 (9) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。 |
| 子ども施設課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること(中等教育学校を除く。) (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること。 (3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。 (6) ちよだパークサイドプラザの管理運営に関すること。 (7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。 |
| 学務課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。) (2) 就学援助等に関すること(幼稚園を除く。) (3) 奨学資金の案内に関すること。 (4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。 (5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。 (6) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。 (7) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。 |

すること。
 (8) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。
 (9) 学校の連合行事に関すること。
 (10) 校外学習に関すること。
 (11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。
 (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること(九段中等を含む。)
 (13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。
 (14) その他学校運営に関すること。

指導課
 (1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。
 (2) ICT学校教育システムの管理運営に関すること。
 (3) 教科書無償給与事務に関すること。
 (4) 教員の人事及び服務に関すること。
 (5) 教職員の給与及び福利厚生に関すること。
 (6) 人事制度の調査研究に関すること。
 (7) 教育研究所の庶務に関すること。
 (8) 教育課程の管理の指導及び助言に関すること。
 (9) 学習指導及び生活指導に関すること。
 (10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関すること。
 (11) 教科書採択に関すること。
 (12) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関すること。
 (13) 中等教育学校の人事制度に関すること。
 (14) 中等教育学校の教育課程に関すること。
 (15) 保育園の保育内容に関すること。

すること。
 (8) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。
 (9) 学校の連合行事に関すること。
 (10) 校外学習に関すること。
 (11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。
 (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること(九段中等を含む。)
 (13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。
 (14) その他学校運営に関すること。

指導課
 (1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。
 (2) ICT学校教育システムの管理運営に関すること。
 (3) 教科書無償給与事務に関すること。
 (4) 教員の人事及び服務に関すること。
 (5) 教職員の給与及び福利厚生に関すること。
 (6) 人事制度の調査研究に関すること。
 (7) 教育研究所の庶務に関すること。
 (8) 教育課程の管理の指導及び助言に関すること。
 (9) 学習指導及び生活指導に関すること。
 (10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関すること。
 (11) 教科書採択に関すること。
 (12) 教科書以外の教材の取扱いその他学校の教育指導に関すること。
 (13) 中等教育学校の人事制度に関すること。
 (14) 中等教育学校の教育課程に関すること。
 (15) 保育園の保育内容に関すること。

- | | |
|--|---|
| | (16) 特別支援教育の全体調整に関する事 こと。 (17) 就学支援委員会に関する事 こと。 (18) 個別指導計画に関する事 こと。 (19) 適応指導教室に関する事 こと。 (20) 特命事項に関する事 こと。 |
|--|---|

- | | |
|--|---|
| | (16) 特別支援教育の全体調整に関する事 こと。 (17) 就学支援委員会に関する事 こと。 (18) 個別指導計画に関する事 こと。 (19) 適応指導教室に関する事 こと。 (20) 特命事項に関する事 こと。 |
|--|---|

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正について

- 1 改正理由
令和8年度における組織変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- 2 改正例規
千代田区立児童・家庭支援センター処務規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第6号）
- 3 改正内容
組織（第2条）、分掌事務（第3条）等を見直す。
- 4 新旧対照表
別添のとおり
- 5 施行期日
令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 平成19年4月2日教育委員会訓令第6号 改正</p> | <p>○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 平成19年4月2日教育委員会訓令第6号 改正</p> |
| <p>令和●年●月●日教委 訓令第●号</p> | |
| <p>千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 (所掌事項)</p> | <p>千代田区立児童・家庭支援センター処務規程 (所掌事項)</p> |
| <p>第1条 千代田区立児童・家庭支援センター（以下「センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、子どもとその家庭に関わる総合的・継続的な相談・支援に関する事務事業をつかさどる。</p> | <p>第1条 千代田区立児童・家庭支援センター（以下「センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、子どもとその家庭に関わる総合的・継続的な相談・支援に関する事務事業をつかさどる。</p> |
| <p>(組織)</p> | <p>(組織)</p> |
| <p>第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 <u>子ども相談窓口担当係長</u> 心理相談担当係長 統括支援担当係長 児童相談所準備担当係長 発達支援係 児童センター係 (分掌事務)</p> | <p>第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 心理相談担当係長 統括支援担当係長 児童相談所準備担当係長 発達支援係 児童センター係 (分掌事務)</p> |
| <p>第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。</p> | <p>第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。</p> |
| <p>子育て事業係 (1) 児童センター及び児童館に関すること。 (2) 学童クラブに関すること。 (3) 放課後子どもプランに関すること。 (4) 子育てひろばに関すること。 (5) 一時（いつとき）預かり保育に関すること。</p> | <p>子育て事業係 (1) 児童センター及び児童館に関すること。 (2) 学童クラブに関すること。 (3) 放課後子どもプランに関すること。 (4) 子育てひろばに関すること。 (5) 一時（いつとき）預かり保育に関すること。</p> |
| <p>(削除)</p> | <p><u>(6) いずみこどもプラザ事業に関すること。</u></p> |
| <p><u>(6) 千代田子育てサポートに関すること。</u></p> | <p><u>(7) 千代田子育てサポートに関すること。</u></p> |
| <p><u>(7) 中高生の居場所プレ施設の整備及び運営に関すること。</u></p> | |
| <p><u>(8) 子どもの朝活プログラムに関すること。</u></p> | <p>(8) センターの予算、決算及び経理に関すること。</p> |
| <p><u>(9) センターの予算、決算及び経理に関すること。</u></p> | <p><u>(9) センターの契約に関すること。</u></p> |
| <p><u>(10) センターの契約に関すること。</u></p> | <p><u>(10) センターの文書管理に関すること。</u></p> |
| <p><u>(11) センターの文書管理に関すること。</u></p> | <p><u>(11) センターの公印の管守に関すること。</u></p> |
| <p><u>(12) センターの公印の管守に関すること。</u></p> | <p><u>(12) センターの施設管理に関すること。</u></p> |
| <p><u>(13) センターの施設管理に関すること。</u></p> | <p><u>(13) センター所属職員の服務に関すること。</u></p> |
| <p><u>(14) センター所属職員の服務に関すること。</u></p> | |

- (15) センター内の他係に属しないこと。
子ども家庭相談係
- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関すること。
 - (2) 虐待通告等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。
 - (3) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
 - (4) 子ども在宅サービスの事業に関すること。
- (削除)

(5) 親育ち支援事業に関すること。
(削除)

(6) 子ども健やか育み事業に関すること。
(削除)

子ども相談窓口担当係長

- (1) 子ども及び子育てに関する相談支援に関すること。
- (2) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整に関すること。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
- (4) 子育てコーディネーター事業に関すること。
- (5) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関すること。

心理相談担当係長

- (1) 子どもと家庭に関わる相談対応における心理アセスメント、心理支援等に関すること。
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 心理系業務に関し、所長が必要と認めること。

統括支援担当係長

- (1) 児童福祉と母子保健の一体的な支援に係る連絡及び調整に関すること。

児童相談所準備担当係長

- (1) 児童相談所の開設準備に関すること。
- (2) 児童相談体制の整備に関すること。

児童センター係

- (1) 児童センターの事業運営に関すること。
- (2) 学童クラブの事業運営に関すること。
- (3) 子育てひろばの実施に関すること。
- (4) 一時（いつとき）預かり保育の実施に関すること。

- (14) センター内の他係に属しないこと。
子ども家庭相談係
- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関すること。
 - (2) 虐待通告等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。
 - (3) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
 - (4) 子ども在宅サービスの事業に関すること。
 - (5) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整に関すること。

(6) 親育ち支援事業に関すること。

(7) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(8) 子育てコーディネーター事業に関すること。

(9) 子ども健やか育み事業に関すること。

(10) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関すること。

心理相談担当係長

- (1) 子どもと家庭に関わる相談対応における心理アセスメント、心理支援等に関すること。
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 心理系業務に関し、所長が必要と認めること。

統括支援担当係長

- (1) 児童福祉と母子保健の一体的な支援に係る連絡及び調整に関すること。

児童相談所準備担当係長

- (1) 児童相談所の開設準備に関すること。
- (2) 児童相談体制の整備に関すること。

児童センター係

- (1) 児童センターの事業運営に関すること。
- (2) 学童クラブの事業運営に関すること。
- (3) 子育てひろばの実施に関すること。
- (4) 一時（いつとき）預かり保育の実施に関すること。

- (5) 障害児放課後居場所事業に関する事。
(6) 西神田分館（以下「分館」という。）の施設管理に関する事。

発達支援係

- (1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関する事。
(2) 子ども発達センターに関する事。
(3) 障害児通所支援に関する事。
(4) 発達障害等療育経費助成に関する事。
(5) 障害児ケアプランに関する事。
(6) 医療的ケア児等の支援に関する事。

（職員）

第4条 センターに次の職員を置く。

所長

担当課長

係長

担当係長

主事

2 前項のほか、主査その他必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第5条 所長及び担当課長は、子どもの福祉・教育行政に関し、識見を有する者のうちから千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が命ずる。

2 係長、担当係長及び主査は、主事のうちから委員会が命ずる。

3 前2項以外の職員は、委員会の所属職員のうちから委員会が配属する。

（職員の職責）

第6条 所長は、子ども部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 係長、担当係長及び主査は、上司の命を受け、係及び担任の事務を処理する。

3 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在（以下「不在」という。）であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。

4 第1項及び第2項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（専決事案）

第7条 所長が専決できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
(2) 所属職員の出張、研修命令、超過勤務、休日休暇及び給与減額免除の承認に関する事。
(3) 職員の欠勤、休暇（公民権の行使及び育児時間の利用を含む。）、職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の承認に関する事。

- (5) 障害児放課後居場所事業に関する事。
(6) 西神田分館（以下「分館」という。）の施設管理に関する事。

発達支援係

- (1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関する事。
(2) 子ども発達センターに関する事。
(3) 障害児通所支援に関する事。
(4) 発達障害等療育経費助成に関する事。
(5) 障害児ケアプランに関する事。
(6) 医療的ケア児等の支援に関する事。

（職員）

第4条 センターに次の職員を置く。

所長

係長

担当係長

主事

2 前項のほか、主査その他必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第5条 所長は、子どもの福祉・教育行政に関し、識見を有する者のうちから千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が命ずる。

2 係長及び担当係長及び主査は、主事のうちから委員会が命ずる。

3 前2項以外の職員は、委員会の所属職員のうちから委員会が配属する。

（職員の職責）

第6条 所長は、子ども部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 係長、担当係長及び主査は、上司の命を受け、係及び担任の事務を処理する。

3 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在（以下「不在」という。）であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。

4 第1項及び第2項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（専決事案）

第7条 所長が専決できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事。
(2) 所属職員の出張、研修命令、超過勤務、休日休暇及び給与減額免除の承認に関する事。
(3) 職員の欠勤、休暇（公民権の行使及び育児時間の利用を含む。）、職務に専念する義務の免除及び給与減額免除の承認に関する事。

| | |
|--|---|
| <p>と。</p> <p>(4) 職名又はセンター名で文書を発送する通知、申請、照会、回答、諮問、報告、進達及び副申告に関すること。</p> <p>(5) 前4号のほか、常例に属する事務の執行に関すること。</p> <p>(事案の代決)</p> <p>第8条 所長が不在のときは、所長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する。</p> <p>(担当課長)</p> | <p>と。</p> <p>(4) 職名又はセンター名で文書を発送する通知、申請、照会、回答、諮問、報告、進達及び副申告に関すること。</p> <p>(5) 前4号のほか、常例に属する事務の執行に関すること。</p> <p>(事案の代決)</p> <p>第8条 所長が不在のときは、所長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する。</p> |
| <p>第9条 センターに子どもの居場所づくり担当課長を置く。</p> <p>2 前項に規定する担当課長の担当事務は、子どもの居場所に関することとする。</p> <p>3 担当課長は、子ども部長の命を受け、担当事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 担当課長が専決できる事案は、第7条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げるものとする。</p> <p>5 担当課長が不在のときは、所長がその事案を代決する。</p> <p>(センターに備える簿冊)</p> | <p>第9条 所長は、センター(分館を除く。)に委員が必要と認める簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>2 児童センター係長は、分館に次の簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>(1) 来館簿</p> <p>(2) 利用申請受付簿</p> <p>(3) 利用承認整理簿</p> <p>(4) 業務日誌</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める簿冊</p> <p>(事業報告)</p> |
| <p>第10条 所長は、センター(分館を除く。)に委員が必要と認める簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>2 児童センター係長は、分館に次の簿冊を備え、必要な事項を記入整理しなければならない。</p> <p>(1) 来館簿</p> <p>(2) 利用申請受付簿</p> <p>(3) 利用承認整理簿</p> <p>(4) 業務日誌</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める簿冊</p> <p>(事業報告)</p> | <p>第10条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、子ども部長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前月分の職員の勤務状況</p> <p>(2) 前月分の事業の実施状況</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度、教育長に報告しなければならない。</p> <p>(処務細則)</p> |
| <p>第11条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、子ども部長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前月分の職員の勤務状況</p> <p>(2) 前月分の事業の実施状況</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度、教育長に報告しなければならない。</p> <p>(処務細則)</p> <p>第12条 所長は、教育長の承認を受けて処務細則を定めることができる。</p> <p>(準用)</p> | <p>第11条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、子ども部長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前月分の職員の勤務状況</p> <p>(2) 前月分の事業の実施状況</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度、教育長に報告しなければならない。</p> <p>(処務細則)</p> <p>第12条 所長は、教育長の承認を受けて処務細則を定めることができる。</p> <p>(準用)</p> |
| <p>第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、委員会事務局に適用される規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成21年4月1日教委訓令第1号)</p> <p>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p> | <p>第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、委員会事務局に適用される規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成21年4月1日教委訓令第1号)</p> <p>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p> |

附 則(平成22年10月26日教委訓令第2号)
この訓令は、平成22年4月1日から適用する。
附 則(平成24年12月25日教委訓令第9号)
この訓令は、平成24年12月1日から適用する。
附 則(平成25年3月26日教委訓令第1号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成27年3月31日教委訓令第1号)
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年9月28日教委訓令第6号)
この訓令は、平成28年10月1日から適用する。
附 則(平成29年3月28日教委訓令第1号)
この訓令は、平成29年4月1日から適用する。
附 則(平成30年3月20日教委訓令第5号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年4月1日教委訓令第1号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和6年3月28日教委訓令第3号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
附 則(令和8年3月31日教委訓令第●号)
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月26日教委訓令第2号)
この訓令は、平成22年4月1日から適用する。
附 則(平成24年12月25日教委訓令第9号)
この訓令は、平成24年12月1日から適用する。
附 則(平成25年3月26日教委訓令第1号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成27年3月31日教委訓令第1号)
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年9月28日教委訓令第6号)
この訓令は、平成28年10月1日から適用する。
附 則(平成29年3月28日教委訓令第1号)
この訓令は、平成29年4月1日から適用する。
附 則(平成30年3月20日教委訓令第5号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年4月1日教委訓令第1号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和6年3月28日教委訓令第3号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

1 改正趣旨

関係する手続に係る様式について、施行後の運用を踏まえ、整理を行う必要がある。

2 改正内容

第6号様式(第13条関係)及び第7号様式(第14条関係)を明示する。

3 施行予定期日

公布の日から施行し、改正後の千代田区教育委員会公印規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

千代田区教育委員会

千代田区教育委員会規則第 号

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会公印規則（昭和43年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式に次の2様式を加える。

年 月 日

公印管守者 殿

所 属
職・氏名

公 印 $\left\{ \begin{array}{l} \text{事 前 押 印} \\ \text{刷 込 入 出 力} \end{array} \right\}$ 申請書

次のとおり公印の $\left\{ \begin{array}{l} \text{事前押印} \\ \text{刷込み} \\ \text{入出力} \end{array} \right\}$ をしたいので、申請します。

記

| | |
|------------------------------|--|
| 文 書 の 件 名 | |
| 文 書 の 用 途 | |
| 押印・刷込み・出力枚数 | |
| 公 印 名 | |
| 公 印 番 号 | |
| 主 務 課 名 | |
| 押印・刷込み・出力文書等の の 保 管 責 任 者 | |
| 押印・刷込み・入出力を必 要 と す る 理 由 | |
| 刷込み・出力印の色 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千代田区教育委員会公印規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

令和7年特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び意見を踏まえ、管理職手当の額を見直す。

2 改正内容

第2条の別表に規定する園長及び副園長の管理職手当の額を改正する。

| 支給範囲 | | 支給額 | | 増額 |
|------------------------|-----|--------|--------|-------|
| | | 現 行 | 改正後 | |
| 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員 | 園 長 | 89,600 | 93,500 | 3,900 |
| | 副園長 | 64,700 | 67,700 | 3,000 |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 園 長 | 70,800 | 74,200 | 3,400 |
| | 副園長 | 41,900 | 49,400 | 7,500 |

(単位:円)

3 施行予定期日

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行う。

2 改正内容

条例改正により、日をまたぐ勤務も管理職員特別勤務手当の支給対象となることから、文言の整理を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第14号）

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|--|
| <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> | <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> |
| <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> | <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> |
| <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> |
| <p>ア 園長 1万円</p> | <p>ア 園長 1万円</p> |
| <p>イ 副園長 8,000円</p> | <p>イ 副園長 8,000円</p> |
| <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> |
| <p>ア 園長 9,000円</p> | <p>ア 園長 9,000円</p> |
| <p>イ 副園長 7,000円</p> | <p>イ 副園長 7,000円</p> |
| <p>2 条例第23条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、<u>同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> | <p>2 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> |
| <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> | <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> |
| <p>（1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | <p>（1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> |
| <p>ア 園長 5,000円</p> | <p>ア 園長 5,000円</p> |
| <p>イ 副園長 4,000円</p> | <p>イ 副園長 4,000円</p> |
| <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | <p>（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> |
| <p>ア 園長 4,500円</p> | <p>ア 園長 4,500円</p> |
| <p>イ 副園長 3,500円</p> | <p>イ 副園長 3,500円</p> |
| <p>（削除）</p> | <p>2 <u>条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> |
| <p>第4条 <u>次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。</u></p> | <p>（新設）</p> |
| <p>（1） <u>条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> | |
| <p>（2） <u>条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合</u></p> | |

| | |
|---|---|
| <p>(委任) <u>第5条</u> この規則の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則 (制定附則) (施行期日) 1 (現行に同じ) 2 (経過措置) 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び<u>第3条第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> | <p>(委任) <u>第4条</u> この規則の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則 (制定附則) (施行期日) 1 (略) 2 (経過措置) 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び<u>第3条第1項第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。</p> |
|---|---|

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の公布により子ども・子育て支援金制度が創設された。当該制度の施行に伴い、子ども・子育て支援金が徴収されることから、職員別給与簿について、子ども・子育て支援金に係る記載欄の新設を行う。

2 改正内容

別紙のとおり、職員別給与簿に「共済子ども子育て」の欄を新設する。

3 施行予定期日

令和8年4月1日

令和8・9年度千代田区青少年委員について

令和6・7年度千代田区青少年委員

| | 氏名 | 備考 | 選出区分 |
|----|--------|--------|-------------|
| 1 | 村田 直子 | 退任(5期) | 麴町小学校 |
| 2 | 植田 浩敏 | 2期 | |
| 3 | 塩谷 公邦 | 退任(5期) | 九段小学校 |
| 4 | 佐竹 善幸 | 4期 | |
| 5 | 大沼 英之 | 4期 | 番町小学校 |
| 6 | 伊藤 亜希子 | 2期 | |
| 7 | 長嶋 幸 | 4期 | 富士見小学校 |
| 8 | 大垣 真彦 | 2期 | |
| 9 | 林 晴美 | 4期 | お茶の水小学校 |
| 10 | 山崎 充彦 | 2期 | |
| 11 | 佐藤 淳司 | 退任(5期) | 千代田小学校 |
| 12 | 中村 あけみ | 4期 | |
| 13 | 川原 耕平 | 4期 | 昌平小学校 |
| 14 | 種房 知子 | 1期 | |
| 15 | 木村 由香 | 退任(5期) | 和泉小学校 |
| 16 | 瀧川 信子 | 2期 | |
| 17 | 満処 道昭 | 退任(5期) | 麴町中学校 |
| 18 | 水野 珠貴 | 退任(5期) | |
| 19 | 飯田 加世子 | 4期 | 神田一橋中学校 |
| 20 | 大前 真澄 | 1期 | |
| 21 | 岩本 亜希子 | 退任(5期) | 九段中等教育学校 |
| 22 | 村木 さをり | 4期 | |
| 23 | 不破 めぐみ | 3期 | 児童・家庭支援センター |
| 24 | | | |

令和8・9年度千代田区青少年委員

| 氏名 | 備考 | 選出区分 |
|--------|--------|-------------|
| 菅 茜 | 新任(1期) | 麴町小学校 |
| 植田 浩敏 | 再任(3期) | |
| 内藤 麻由子 | 新任(1期) | 九段小学校 |
| 佐竹 善幸 | 再任(5期) | |
| 大沼 英之 | 再任(5期) | 番町小学校 |
| 伊藤 亜希子 | 再任(3期) | |
| 長嶋 幸 | 再任(5期) | 富士見小学校 |
| 大垣 真彦 | 再任(3期) | |
| 林 晴美 | 再任(5期) | お茶の水小学校 |
| 山崎 充彦 | 再任(3期) | |
| 入山 由美子 | 新任(1期) | 千代田小学校 |
| 中村 あけみ | 再任(5期) | |
| 川原 耕平 | 再任(5期) | 昌平小学校 |
| 種房 知子 | 再任(2期) | |
| 岸塚 大季 | 新任(1期) | 和泉小学校 |
| 瀧川 信子 | 再任(3期) | |
| 志摩 さおり | 新任(1期) | 麴町中学校 |
| 杉山 充洋 | 新任(1期) | |
| 飯田 加世子 | 再任(5期) | 神田一橋中学校 |
| 大前 真澄 | 再任(2期) | |
| 米本 里恵 | 新任(1期) | 九段中等教育学校 |
| 村木 さをり | 再任(5期) | |
| 不破 めぐみ | 再任(4期) | 児童・家庭支援センター |
| | | |

※千代田区青少年委員は内規により、5期(10年)で任期満了退任となる

千代田区児童育成手当条例施行規則の改正について

1 児童育成手当について

- ・ 父母の離婚や死亡等によりひとり親となった18歳までの児童を対象とした育成手当と、心身に障害がある20歳未満の児童を対象とした障害手当の2つの手当を支給している。
- ・ 本事業は、東京都の事業であるため、都から「市町村児童育成手当条例施行規則参考例」が示されており、参考例に基づき区条例及び条例施行規則を定めている。
- ・ 区では、条例施行規則に準拠し手当事務を行っている。

2 児童育成手当に関する条例施行規則の一部改正について

千代田区児童育成手当は、児童扶養手当施行令に準拠して、その概要を定めているが、今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）において、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）にて、児童扶養手当法施行令の一部が改正された。

これに準拠し都規則参考例が改正され、手当の支給を制限する所得の額の計算方法について、保護者の所得の額から特定親族特別控除額に相当する額を控除することとされた。このため、都制度である千代田区児童育成手当についても規則について所要の改正を行う。

（令和8年2月18日東京都公報へ掲載済み）

3 新旧対照表（案）

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

5 今後のスケジュール

- ・ 広報紙掲載 5月5日号を予定
- ・ 次回支給日 6月10日（水）
※本改正を適用した支給日は10月9日（金）
（支給月は年3回 2月・6月・10月）

新旧対照表

○千代田区児童育成手当条例施行規則

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|--|
| <p>（所得の額の計算方法）</p> <p>第5条（現行に同じ）</p> <p>2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>（1） 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号、<u>第10号の2又は第12号</u>に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、<u>配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額</u>に相当する額</p> <p>（2）から（5）まで（現行に同じ）</p> <p><u>附 則（令和8年●月●日規則第●号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の第5条第2項の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</u></p> <p>4 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p>別表（現行に同じ） <u>様式第1号（第7条、第13条関係）（別紙のとおり）</u></p> | <p>（所得の額の計算方法）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>（1） 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号<u>又は第10号の2</u>に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額<u>又は配偶者特別控除額</u>に相当する額</p> <p>（2）から（5）まで（略）</p> <p>別表（略） <u>様式第1号（第7条、第13条関係）</u></p> |

（表）

◎前住地（都内の他区市町村）でこの手当と同じ手当を受給していた方は申し出てください。

※第 号

| 児童育成手当認定申請書（現況届） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------|--|--|------|--|-------|-----------|--------|---------|--|------------------|-------|------------------|------------------------|-------------|-----|-----|--|
| 申請 者 （ 届 出 ） | (フリガナ) | | | | 個人 番号 | | | | | 配偶者 有無 | 有 無 | | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | 性別 | 男・女 | 生年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | |
| | 住 所 | | 方 電 話 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 勤務先又は職業 | | 電 話 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支 払 希 望 金 融 機 関 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支 給 要 件 児 童 | 氏 名 (生年月日) | 個 人 番 号 続柄 (同居・別居の別) | 受給 事由 | 父 母 の 氏 名 (生年月日) | 障 害 の 有 無 (手帳の有無) | ※ 手 当 区 分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (. .) | 同居・別居 | | (父) ----- (母) | 有・無 (有・無) 「 手 帳 級 」 | 育 成 ・ 障 害 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (. .) | 同居・別居 | | (父) ----- (母) | 有・無 (有・無) 「 手 帳 級 」 | 育 成 ・ 障 害 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (. .) | 同居・別居 | | (父) ----- (母) | 有・無 (有・無) 「 手 帳 級 」 | 育 成 ・ 障 害 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (. .) | 同居・別居 | | (父) ----- (母) | 有・無 (有・無) 「 手 帳 級 」 | 育 成 ・ 障 害 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>私は、千代田区の 課が条例第6条又は条例第12条に基づく事務手続を処理するために限 って 年度の地方税関係情報について取得することに同意し、児童育成手当の受給資格（現況） を申請（届出）します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千代田区長 殿 氏名 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ 所 得 額 の 計 算 等 | 年 分 | | ① 同一生計配偶 者及び扶養親族の 数 | 人 | ② ①以外で前年の12月31日 において生計を維持してい た児童の数 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 扶養人数合計 ①+② | | 人 | ①のうち 老人扶養親族等の数 | 人 | ①のうち特定扶養親族又は 控除対象扶養親族（19歳未 満の者に限る。）の数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所 得 の 合 計 額 | | | | 円 | <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">認 定・却 下</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">認 定・却 下 年 月 日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支 給 対 象 児 童 数</td> <td>育 成 手 当 人 障 害 手 当 人</td> </tr> <tr> <td>支 給 開 始 年 月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> </tr> </table> | | | | | | 認 定・却 下 | | 認 定・却 下 年 月 日 | 年 月 日 | 支 給 対 象 児 童 数 | 育 成 手 当 人 障 害 手 当 人 | 支 給 開 始 年 月 | 年 月 | 備 考 | |
| | 認 定・却 下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認 定・却 下 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支 給 対 象 児 童 数 | 育 成 手 当 人 障 害 手 当 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支 給 開 始 年 月 | 年 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 控 除 額 | 雑 損 控 除 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医 療 費 控 除 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 配 偶 者 特 別 控 除 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特 定 親 族 特 別 控 除 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障・特障・寡・ひとり親・勤 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 控 除 後 の 所 得 額 | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（注1）※の欄は記入する必要はありません。

（注2）必要な添付資料については、裏面に記載してあります。

(裏)

[添付書類について]

1 新規申請の場合

(1) 育成手当・障害手当に共通して必要な書類

- ① 支給要件児童の属する世帯全員の住民票の写し（他の区市町村に住所を有する場合に限る。）
- ② 申請者が支給要件児童を別居して扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- ③ 申請者が、父母に扶養されない支給要件児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- ④ 申請者が他の区市町村で区市町村民税の申告をしている場合は、申告した区市町村長の所得額についての証明書
- ⑤ 申請者が前年（又は前前年）の12月31日に所得税法に規定する扶養親族でない児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(2) 育成手当に必要な書類

- ① 申請者及び支給要件児童の戸籍の謄本（又は抄本）
- ② 申請者が、父母に扶養されない支給要件児童を扶養している場合は、当該児童の父母の戸籍（又は除かれた戸籍）の謄本（又は抄本）
- ③ 父又は母が障害の状態にあることにより申請する場合は、その状態に関する医師の診断書
- ④ 父母が事実上の婚姻関係を解消したこと、父又は母の生死が明らかでないこと、父又は母が当該児童を1年以上遺棄していること、父又は母が配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けていること、父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されていること、母が婚姻によらないで懐胎したことにより申請する場合は、それぞれの事実を明らかにすることができる書類

(3) 障害手当に必要な書類

支給要件児童の障害の状態に関する医師の診断書

2 現況届の場合

(1) 育成手当・障害手当に共通して必要な書類

- ① 届出者が、支給要件児童を別居して扶養している場合は、その事実を明らかにできる書類及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し（他の区市町村に住所を有する場合に限る。）
- ② 届出者が、父母に扶養されない支給要件児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- ③ 届出者が他の区市町村で区市町村民税の申告をしている場合は、申告した区市町村長の所得額についての証明書
- ④ 届出者が、前年（又は前前年）の12月31日に所得税法に規定する扶養親族でない児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(2) 育成手当に必要な書類

父又は母の生死が明らかでないこと、父又は母が当該児童を1年以上遺棄していること、父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されていることにより手当を受給する場合は、それぞれその事実を明らかにすることができる書類

(3) 障害手当の場合は、(1)以外に必要となる書類はありません。

(4) 支給要件児童の数や住所などに変更があった場合及び受給資格がなくなった場合等は所定の届出が必要となりますので、速やかに千代田区へ連絡してください。

3 添付書類が省略できる場合

- (1) 1通又は2通以上の書類により、関係事項の全てを明らかにすることができる場合はその書類のみの添付で、他の書類を省略することができます。
- (2) 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級を所持しているとき等の場合には、手帳等の提示により省略できる場合があります。
- (3) 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級及び愛の手帳1～3度を所持している場合若しくは「脳性マヒ」「進行性筋萎縮症」である場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略できる場合があります。
- (4) 児童扶養手当等と同時に申請（届出）する場合は、重複する書類については省略することができます。
- (5) その他、千代田区の現有公簿等により確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略できる場合があります。ただし、所得額についての証明書を省略しようとするときは、省略しようとする方の同意書又は同意の署名が必要です。

千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正について

1 ひとり親家庭等医療費助成について

・父母の離婚や死亡等によりひとり親家庭となった18歳になる年度末までの児童（一定の条件以上の障害がある場合は20歳未満）及びその児童を養育する方を対象として、健康保険適用後の自己負担額を助成している（課税状況に応じて自己負担額あり）。対象者は、区から発行される医療証を医療機関等で提示し、医療機関等の窓口にて自己負担額が減免される。

・本事業は、東京都の事業であるため、都から「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則参考例」が示されており、参考例に基づき区条例施行規則を定めている。

・都事業では対象外となる一部の者について、区独自事業として助成を行っている。

2 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正について

ひとり親家庭等医療費助成制度は、児童扶養手当施行令に準拠して、その概要を定めているが、今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）において、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）にて、児童扶養手当法施行令の一部が改正された。

これに準拠し都規則参考例が改正され、助成対象者に該当するかどうかの判断をする所得の額の計算方法について、保護者の所得の額から特定親族特別控除額に相当する額を控除することとされた。このため、区規則においても所要の改正を行う。

また、区独自事業の対象者は、これまで、医療機関等で一旦自己負担をした後、区へ請求手続きを行い、現金での給付受けていた。今般、関係機関等との調整を行い、当該対象者においても医療機関等の窓口での現物給付が可能となったため、区規則の改正を行う。

3 新旧対照表（案）

別紙のとおり

4 施行日

令和8年4月1日から施行する。

ただし、所得の額の計算方法に係る改正後の規定は、令和9年1月1日以後の療養に係る医療費の助成に適用し、令和8年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 備考

その他規定の整備及び様式の改正を行う。

新旧対照表

○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

| 新（改正後） | 旧（現 行） |
|--|---|
| <p>○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 （条例第4条第1項の所得の範囲）</p> <p>第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）とする。</p> <p>（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）</p> <p>第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第</p> | <p>○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 （条例第4条第1項の所得の範囲）</p> <p>第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）<u>及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世帯その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。</u></p> <p>（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）</p> <p>第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第</p> |

35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、第10号の2又は第12号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額に相当する額

(2)から(6)まで (現行に同じ)
(条例第5条の医療証の交付申請)

第13条第1項第1号から同項第6号まで(現行に同じ)

(7) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の書類と同様の内容を含む情報の提供を受けることができるときは当該書類の添付を、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当

35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2)から(6)まで (略)

(条例第5条の医療証の交付申請)

第13条第1項第1号から同項第6号まで(略)

(7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の書類と同様の内容を含む情報の提供を受けることができるときは当該書類の添付を、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当

| | |
|---|---|
| <p>の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書を提示するときは同項第2号から第5号までの書類の添付を省略することができる。</p> | <p>の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書を提示するときは同項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。</p> |
| <p>（条例第9条の規則で定める届出）</p> | <p>（条例第9条の規則で定める届出）</p> |
| <p>第20条第1項から第2項第3号まで（現行に同じ）</p> | <p>第20条第1項から第2項第3号まで（略）</p> |
| <p>（4） <u>その他区長が必要と認める書類</u></p> | <p>（4） <u>養育費等に関する申告書</u></p> |
| <p>3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が<u>児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の児童扶養手当現況届を提出したときは、同項の規定による届出があつたものとみなす。</u></p> | <p>3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が<u>児童扶養手当証書を提示するときは、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。</u></p> |
| <p>4 <u>第2項に定める届出が年末までにない場合は、届け出た日以後の医療証を交付することができる。</u></p> | <p>4 <u>前項に定める届出が年末までにない場合は、届け出た日以後の医療証を交付することができる。</u></p> |
| <p>（<u>提示書類等の省略</u>）</p> | <p>（<u>添付書類の省略</u>）</p> |
| <p>第23条 区長は、この規則に基づき提示する書類又はこの規則に基づき提出する申請書若しくは変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の<u>提示又は添付を省略することができる。</u></p> | <p>第23条 区長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> |
| <p>附 則（令和8年〇月〇日規則第〇号）</p> | |
| <p>（<u>施行期日</u>）</p> | |
| <p>1 <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> | |
| <p>（<u>経過措置</u>）</p> | |
| <p>2 <u>改正後の第11条第2項第1号の規定は、令和9年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和8年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p> | |
| <p>3 <u>この規則の施行の際、改正前の千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第5号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> | |
| <p>第1号様式（第13条・第20条関係）（別紙のとおり）</p> | <p>第1号様式（第13条・第20条関係）</p> |
| <p>第5号様式（第19条関係）（別紙のとおり）</p> | <p>第5号様式（第19条関係）</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------------|---|-----------|--------|---------------|--|--|-----------------|------------------|---------|---------|---|-----------------|---------|-----|-------|-----|--------|------|-----|--|--|--|--|--|
| 申請者 | フリガナ氏名 | | | | | | | | | | | 加除入の医療証保 | 保険の種類 | 1国保 | 2組合 | 3協会 | 4日雇 | 5船員 | 6共済 | 7後期 | | | | | |
| | 個人番号 | 生年月日 年 月 日 | | | | | | | | | | | 被保険者(世帯主・組合員)氏名 | 申請者との続柄 | | | | | | | | | | | |
| | 住所 | 〒 電話 | | | | | | | | | | | 被保険者等記号番号 | 保険者名 | | | | | | | | | | | |
| | 生活保護の受給状況 | 受給(年月日から)・非受給 | | | | | 児童扶養手当の受給状況 | | | | | | 受給(年月日から)・非受給 | | | | | 保険者所在地 | 〒 電話 | | | | | | |
| | 児童育成手当の受給状況 | 受給(年月日から)・非受給 | | | | | | | | | | | 付加給与の有無 | | | | | | | | | | | | |
| | ひとり親家庭等となった事由 | ア 離婚 イ (父、母) 死亡 ウ (父、母) 障害 エ (父、母) 生死不明 オ (父、母) 遺棄 カ (父、母) 保護命令 キ (父、母) 拘禁 ク 未婚の女子の子 ケ クかどうか不明 コ 父母死亡 サ その他 () | | | | | | | | | | | 年分所得 | 申請者 | 配偶者 | 扶養義務者 | | | | | | | | | |
| 家族の状況 | フリガナ氏名 | 生年月日 | 続柄 | 同居の別居 | 監護又は養育を始めた年月日 | 障害者医療 こども医療 助成の有無 | *対象・非対象の別 | 所得の状況 | 規則第11条第1項による所得の額 | * 円 | * 円 | * 円 | * 円 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 申請者本人 | / | / | 有無 | 対象非対象 | | | | / | / | / | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| | | | | 同居 | | | 有無 | | 対象非対象 | | | / | / | / | | | | | | | | | | | |
| 児童に障害があるとき | 氏名 | 障害名 | * 障害確認の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 確認書類 | 手帳等の番号 | 等級 | 発行者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | * 障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数 | 障 | (人) 円 | (人) 円 | (人) 円 | (人) 円 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 特障 | (人) 円 | (人) 円 | (人) 円 | (人) 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 障害者、特別障害者、寡婦・ひとり親(申請者が父又は母の場合は控除しない)・勤労学生等の別 | (障・特障・寡・ひとり親・勤) | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | その他の控除 | | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 社会保険料等相当額 | | 80,000円 | 80,000円 | 80,000円 | 80,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 控除額計 | | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | * 控除後の所得額 | | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | * 所得限度額 | | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | * 書類調 | 戸籍謄本(抄本) [添付 児童扶養手当証書 公簿確認] 住民票 [添付 児童扶養手当証書 公簿確認] 所得証明書 [添付 児童扶養手当証書 公簿確認] 調書 [添付 児童扶養手当証書 公簿確認] | | | | | 加入医療保険 [提示 公簿確認] 課税証明 [添付 公簿確認] 養育費等に関する申告書 [添付 児童扶養手当証書] | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 私は、千代田区が条例第5条又は条例第9条第2項に基づく事務手続を処理するために限って地方税関係情報その他必要な個人情報(マイナンバー制度による個人情報を含む)について取得することに同意し、上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | [注] 確認書類欄は次の書類番号を記入のこと [1 身障手帳 2 愛の手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当 5 その他 ()] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 1 医療証の交付を申請します。 年 月 日 氏名 2 現況を届出します。 千代田区長 殿 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | * 所得審査 1 非課税世帯 2 課税世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) *の欄は記入しないでください。

第5号様式（第19条関係）

ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

千代田区長 殿

下記のとおりひとり親家庭等医療費助成の支給を申請します。

決定した助成額については、下記の口座に振り込んでください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 負担者番号 | | | | | | | | | | | | 申請日 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 申請者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 連絡先： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 振 込 先 | 金融機関名 | 銀行 信金・信組 | | | | | | | | | | フリガナ | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 口座名義 | | | | | | | | | |
| | 支店名 | 本・支店 出張所 | | | | | | | | | | 口座番号 | | | | | | | | | |
| | 預金種別 | 普通 | | | | | | | | | | ・ 当座 | | | | | | | | | |
| 申請額 | | | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | |

千代田区立子ども発達センター条例施行規則の改正について

1 概要

平成24年に千代田区立子ども発達センター設置して以降、利用希望人数の増加により運用上の支障が出てきたため、「千代田区立子ども発達センター条例施行規則」について改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 第4条第2項に規定する利用登録について、利用申請に対して利用登録証を発行していたが、保護者の中で利用登録証のお渡しを躊躇する方がいることや、利用希望の療育の内容を途中で変更申請する度に申請書の提出と受給者証を発行、送付の必要があることから、利用登録証の発行をとりやめ、利用登録者名簿に掲載することで利用登録したものとする。
- (2) 第4条第4項に規定する利用登録の定員について、利用人数の増加により、一定の支援の質の担保及び安全性の確保のために、一週間の利用定員を定め、個別指導は80名、集団指導は90名以内とする。

3 新旧対応表

別紙のとおり

4 規則の施行日

令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区立子ども発達センター条例施行規則

| 新（改正後） | 旧（現 行） |
|--|--|
| <p>○千代田区立子ども発達センター条例施行規則 平成24年11月30日規則第53号 改正 平成26年3月24日規則 第10号 <u>令和●年●月●日規則 第●号</u></p> | <p>○千代田区立子ども発達センター条例施行規則 平成24年11月30日規則第53号 改正 平成26年3月24日規則 第10号</p> |
| <p>千代田区立子ども発達センター条例施行規則 (趣旨)</p> | <p>千代田区立子ども発達センター条例施行規則 (趣旨)</p> |
| <p>第1条 この規則は、千代田区立子ども発達センター条例（平成24年千代田区条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>第1条 この規則は、千代田区立子ども発達センター条例（平成24年千代田区条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>(利用時間)</p> | <p>(利用時間)</p> |
| <p>第2条 千代田区立子ども発達センター(以下「センター」という。)の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> | <p>第2条 千代田区立子ども発達センター(以下「センター」という。)の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> |
| <p>2 前項の規定にかかわらず、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> |
| <p>(休館日)</p> | <p>(休館日)</p> |
| <p>第3条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> | <p>第3条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> |
| <p>(1) 日曜日</p> | <p>(1) 日曜日</p> |
| <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> | <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> |
| <p>(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前2号に掲げる日を除く。）</p> | <p>(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前2号に掲げる日を除く。）</p> |
| <p>(利用登録)</p> | <p>(利用登録)</p> |
| <p>第4条 条例第4条に該当する者で条例第3条の事業の利用を希望するものは、年度（会計年度をいう。）ごとに利用登録申請書（第1号様式）により区長に申請して、利用者としての登録(以下「利用登録」という。)を受けなければならない。</p> | <p>第4条 条例第4条に該当する者で条例第3条の事業の利用を希望するものは、年度（会計年度をいう。）ごとに利用登録申請書（第1号様式）により区長に申請して、利用者としての登録(以下「利用登録」という。)を受けなければならない。</p> |
| <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、利用を適当と認めるときは、<u>利用登録者名簿（第2号様式）に記載する。</u></p> | <p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、利用を適当と認めるときは、<u>利用登録をし、利用登録証（第2号様式）を交付するものとする。</u></p> |
| <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用登録を行わない。</p> | <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用登録を行わない。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(1) 利用登録を受けた者が定員に達しているとき。</p> <p>(2) 申請者が伝染性疾患に罹患しているとき。</p> <p>(3) その他、管理上支障があるとき。</p> <p>4 利用登録の定員は、120名とする。<u>ただし、区長が、これを超えて利用登録を行うことについて管理上支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の場合において、条例第3条第3号に掲げる事業を行うときは、1週間の利用定員の上限を、個別によるものにあつては80名、小集団によるものにあつては90名とする。</u> (利用に際しての留意事項等)</p> <p>第5条 利用者は、センター及びその事業の利用に際しては、あらかじめ示された留意事項等の利用条件を遵守するものとする。 (利用登録の抹消等)</p> <p>第6条 区長は、利用登録を受けた者が条例第3条の事業の対象者でなくなったときは、<u>利用登録者名簿から削除することができる。</u></p> <p>2 区長は、利用者が留意事項等の利用条件を遵守しないときは、その利用を停止し、又は利用登録を取り消すことができる。 (委任)</p> <p>第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成24年12月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月24日規則第10号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。 <u>附 則 (令和●年●月●日規則第●号)</u> この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>第2号様式 (別紙のとおり)</u></p> | <p>(1) 利用登録を受けた者が定員に達しているとき。</p> <p>(2) 申請者が伝染性疾患に罹患しているとき。</p> <p>(3) その他、管理上支障があるとき。</p> <p>4 利用登録の定員は、120名とする。 (利用に際しての留意事項等)</p> <p>第5条 利用者は、センター及びその事業の利用に際しては、あらかじめ示された留意事項等の利用条件を遵守するものとする。 (利用登録の抹消等)</p> <p>第6条 区長は、利用登録を受けた者が条例第3条の事業の対象者でなくなったときは、<u>その利用登録を取り消すことができる。</u></p> <p>2 区長は、利用者が留意事項等の利用条件を遵守しないときは、その利用を停止し、又は利用登録を取り消すことができる。 (委任)</p> <p>第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成24年12月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月24日規則第10号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>第2号様式</u></p> |
|---|--|